（事業振興部都市住宅課の所掌事務の特例）

第七条の二　事業振興部都市住宅課は、第三十四条各号に掲げる事務のほか、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間、同法附則第四条の規定による認定の申請の受理に関する事務をつかさどる。

（新設）

附　則

この省令は、令和七年七月一日から施行する。

○国土交通省令第七十号

日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）第二十八条第二項及び第四十八条の規定に基づき、日本下水道事業団法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

日本下水道事業団法施行規則の一部を改正する省令

日本下水道事業団法施行規則（昭和四十七年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第一条**　日本下水道事業団法（以下「法」という。）第二十八条第一項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一～十一　（略） 十二　法第二十六条第三項に規定する水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三十九条の三第一項に規定する業務に関する事項 十三　（略） （債務を負担する行為） **第十二条**　事業団は、支出予算の金額の範囲内におけるもののほか、法第二十六条第一項から第三項までに規定する業務を行うため必要があるときは、毎事業年度、予算をもつて国土交通大臣の認可を受けた金額の範囲内において、翌年度以降にわたる債務を負担することができる。	（業務方法書の記載事項） **第一条**　日本下水道事業団法（以下「法」という。）第二十八条第一項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一～十一　（略） （新設） 十二　（略） （債務を負担する行為） **第十二条**　事業団は、支出予算の金額の範囲内におけるもののほか、法第二十六条第一項及び第二項に規定する業務を行うため必要があるときは、毎事業年度、予算をもつて国土交通大臣の認可を受けた金額の範囲内において、翌年度以降にわたる債務を負担することができる。

附　則

この省令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十一号）の施行の日（令和七年七月一日）から施行する。

○環境省令第十八号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）及び環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）を実施するため、環境省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十四日

環境大臣　浅尾慶一郎

環境省組織規則の一部を改正する省令

環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
目次 第一章　内部部局 第一節　大臣官房（第一条―第八条） 第二節　地球環境局（第九条―第十二条） 第三節　水・大気環境局（第十三条―第十五条） 第四節　自然環境局（第十六条―第二十一条） 第五節　環境再生・資源循環局（第二十二条―第二十四条） 第二章　施設等機関（第二十五条） 第三章　地方支分部局（第二十六条） 第四章　原子力規制委員会（第二十七条） 第五章　環境省顧問（第二十八条） 附則 （洋上風力環境調査室） **第六条**　地域政策課に、洋上風力環境調査室を置く。 2　洋上風力環境調査室は、海洋再生可能エネルギー発電設備（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備をいう。）の整備に係る海域の利用のための環境の保全の観点からの海洋環境等の調査に関する事務をつかさどる。 3　洋上風力環境調査室に、室長を置く。	目次 第一章　内部部局 第一節　大臣官房（第一条―第七条） 第二節　地球環境局（第八条―第十一条） 第三節　水・大気環境局（第十二条―第十四条） 第四節　自然環境局（第十五条―第二十一条―第二十三条） 第五節　環境再生・資源循環局（第二十二条―第二十四条） 第二章　施設等機関（第二十五条） 第三章　地方支分部局（第二十六条） 第四章　原子力規制委員会（第二十七条） 第五章　環境省顧問（第二十七条） 附則 （新設）